

締約国に関する情報 GR	ギリシャ 一般情報	附属書 B1 GR
国内官庁の名称	Industrial Property Organization (OBI) (Greece) (工業所有権機構 (OBI)(ギリシャ))	
所在地及び郵便のあて名	5 Gianni Stavroulaki St., Paradissos Amaroussiou, 15125 Athens, Greece	
電話番号	(30-210) 618 35 48, 618 35 08	
ファクシミリ装置	(30-210) 681 92 31	
電子メール	info@obi.gr	
インターネット	www.obi.gr	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
ギリシャの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により工業所有権機構 (OBI)(ギリシャ), 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 ¹ は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合, 出願は制限される: 国民による出願 ²	
ギリシャが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ギリシャを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するギリシャの規定	なし	

[次頁に続く]

1 法律No. 1883/1990によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令No. 16/1991第3条第2項, 並びに国防関係の発明に関する法律No. 4325/1963第1条及び第2条。

2 ギリシャにおいて行った先の出願に基づき優先権を主張する場合を除く。

GR

ギリシャ (続き)

GR

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

国際公開後、又は国際公開が欧州特許庁の公用語でない言語で行われ、EPOがその公用語の1つにより提供された翻訳文により国際出願を公開した後は、出願人は、請求の範囲のギリシャ語の翻訳文がOBIに提出されたことが掲載されたギリシャ工業所有権公報をもって、その告示日から損害賠償を受け並びに当該特許を侵害する物品及び当該物品を生産するのに使用された物の目録作成及び差押えをすることができる。

ギリシャが指定（又は選択）されている場合の有益な情報は、
附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照
